

答 申 第 1 8 号

平成 1 7 年 1 月 5 日

長崎県知事

金子 原二郎 様

長崎県個人情報保護審査会

会 長 松井 修視

長崎県個人情報保護条例の改正について（答申）

平成 1 6 年 9 月 3 日付け 1 6 総文第 1 2 8 号で諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申します。

長崎県個人情報保護条例  
の改正に関する答申

平成17年1月5日

長崎県個人情報保護審査会

## は　じ　め　に

個人情報を取り巻く環境は、情報化社会の急速な進展により大きく変化してきており、長崎県においても、個人情報の適正な取扱いの確保と県民の権利利益の保護のため、個人情報保護条例が平成14年4月1日から施行されているところであります。

国においても、平成15年5月、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護関連5法が制定され、平成17年4月1日から全面的に施行されることになっています。

国においてこれらの個人情報保護関連法が整備され、また、これまで以上に県の個人情報保護制度の充実を図る必要があるとの認識のもと、長崎県個人情報保護条例の見直しについて、昨年9月3日、知事から長崎県個人情報保護審査会に対し、「長崎県個人情報保護条例の改正について」の諮問がありました。

審査会では、この諮問にこたえ、また、こうした社会情勢の変化を踏まえ、関係法律と県条例との整合性を含め、公安委員会や警察本部長の実施機関への追加など、今後の本県の個人情報保護制度のあり方に関して、これまで8回にわたる審議を行い、あるべき基本的な方向について一定の結論に達しました。

県当局においては、この答申をもとに、条例改正等必要な措置を速やかに講じ、より一層の個人情報の保護に努められるよう期待致します。

最後に、多忙の中、この答申に当たって熱心にご審議いただいた審査会委員各位に厚くお礼申し上げます。

平成17年1月5日

長崎県個人情報保護審査会  
会　長　松　井　修　視

## 1 条例改正の基本的な考え方

この度の長崎県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正のための検討は、今日の社会のさらなる情報化と、国において個人情報保護関連法等が定められたことともなうものであり、基本的には、現行条例の諸原則を維持しつつ、特に「個人情報の保護に関する法律（以下「基本法」という。）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関法」という。）」の評価すべき点を積極的に取り込むことによって、現行条例の充実強化を図るものである。

個人情報保護関連法の中には、地方公共団体の個人情報保護制度に求められる措置や制度上参考とすべき事項が示されている。行政機関法では、国家公安委員会や警察庁を含め、国における全ての行政機関を同法適用の対象とし、また、自己情報コントロール権を拡充する利用停止請求権を設け、職員等に対する罰則規定も本県条例より強化された内容となっている。

また、基本法及びこの基本法に基づき政府が策定した「個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」（平成16年4月2日閣議決定）においては、既に個人情報保護条例を制定している地方公共団体についてはその見直しの推進を、また、住民や事業者等への支援については、区域内の実情に応じて、苦情処理のあっせん等も含めて必要な措置を講ずることとし、県内の民間事業者による個人情報の保護にも県が一定の役割を果たすべきことを定めている。

当審査会は、本県の今後の個人情報保護制度のあり方について、現行の条例と個人情報保護関連法等との整合性や他の都道府県の改正内容を具体的に検討し、次の項目を中心に審議を行った。

なお、これら以外に、条例全体を総括し改正が必要なものについても検討を行った。

- （１）実施機関の拡大について（公安委員会及び警察本部長の追加）
- （２）「是正の申出制度」の廃止と「利用停止請求制度」の創設について
- （３）事業者に対する施策について
- （４）罰則について

今後、本県においても、取り扱う個人情報の量はさらに増大することが見込まれ、県政に対する県民の一層の信頼を確保するため、個人情報保護制度は益々重要になると考えられる。また、民間部門における個人情報保護の取り組みを促すためにも、県内の民間事業者に対する支援策を検討するなど、現行条例の内容を見直し、さらに本県における個人情報保護制度の充実を図っていく必要がある。

## 2 実施機関の拡大について（公安委員会及び警察本部長の追加）

現行条例第2条第2号の実施機関に「公安委員会」及び「警察本部長」を加えることが適当である。

「公安委員会」及び「警察本部長」を実施機関に加えるに当たり、警察等が保有する個人情報の特異性等に鑑み、条例の関係条項には例外扱いや適用除外など一定の配慮をする必要がある。ただし、条例制定の趣旨を尊重し、それらの例外扱いや適用除外はできる限り必要最小限のものとすべきである。

また、施行時期については、警察等における諸準備のため、条例公布後、相当の期間をおくことが適当である。

### （説明）

平成15年5月に制定された「行政機関法」は、国家公安委員会及び警察庁を含むすべての行政機関を実施機関とし、同法適用の対象としている。また、警察機関は大量の個人情報を保有しており、その適切な保護が図られるべきことは他の行政機関と同様である。これらのことから、本県においても、現行条例の実施機関に公安委員会及び警察本部長（以下「警察等」という。）を加えることが適当である。

警察等が条例の実施機関に加わることにより、県民にとっては、警察等が取り扱う個人情報取扱事務の存在を知ることができるようになり、警察等が保有している個人の自己に関する情報について、開示請求権等が確立されることになる。また、一方、警察等においては、県民からの自己情報の開示請求に対し、これまでは情報公開条例に基づいて対応してきたが、今後は、当該機関が実施機関となることによって、このような請求は個人情報保護条例に基づいて行われることになる。個人情報の開示請求につき、警察等のみが情報公開条例によって対応を余儀なくされる状況は、これによって解消される。さらに、個人情報取扱事務を外部に委託する場合、この改正によって、警察等は同事務の適正な取扱いを当該受託事業者に要請できることになり、ここにも警察等が実施機関となる利点がある。

しかし、警察等を実施機関に加えることにより、警察の業務遂行上、個人情報の取り扱いに関して条例の種々の制限を受けることになれば、警察活動そのものに支障を生ずることが懸念される。当審査会は、今回の審議過程において、警察本部から意見聴取を行ったが、その中で、警察等が実施機関となるに当たっては、秩序維持機関としての警察が取り扱う情報の特殊性や、警察庁及び他の都道府県警察との連携を十分に考慮し、警察活動すなわち県民生活の安全の確保に支障を生じることのないよう、条例上適切な措置が講じられる必要がある、とする強力な意見があった。これらの点については、当審査会としても、警察等が保有する個人情報の高度の秘匿性や、広域組織犯罪等の捜査

において警察庁や他の都道府県警察と密接な連携を図るため、その保有する個人情報については全国斉一的な取扱いが要請される場合があることを認め、警察等の事務については、これらの点に十分配慮した規定を整備する必要があると考える。

ただし、現行条例における個人情報保護制度の趣旨は、県の行政機関における個人情報の取り扱いを透明にし、自己情報コントロール権を保障することによって個人の権利利益の保護を図ることにあり、条例上の義務に例外規定等を設けることには慎重であるべきである。したがって、今回、条例の実施機関に警察等を加え、現行条例に新たな例外規定等を盛り込むに当たっては、他の実施機関と同様に本県条例の制定の趣旨を尊重するとともに、例外規定等はできる限り必要最小限のものとなるよう工夫すべきである。

以下、条例の実施機関に警察等を加える場合の例外規定等について、個別項目の審議検討の結果は、次のとおりである。警察本部からの意見を踏まえ、当審査会の判断を示すことにする。

(1) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表(条例第6条)について

警察本部は、行政機関法と同様、同法第10条第2項第1号の「国の安全」等に関する事務及び同項第2号の「犯罪捜査」等に関わる事務については、本県条例においても、登録簿の作成・公表の義務づけから除外し、それ以外の事務についても、警察責務の遂行に支障があるものについては、登録簿の作成・公表の一部又は全部を省略できる適用除外規定を設けるべきである、と述べる。

個人情報保護制度のもとでは、実施機関の保有する個人情報の所在を明確にすること、すなわち個人情報の保有状況を県民に広く明らかにすることは、条例の定める個人の開示請求権等を保障するための大前提であり、また、個人情報適正に扱われていることを検証する上で不可欠なことである。本審査会は、このような認識に基づき、警察業務に関する事務についても、個人情報取扱事務登録簿は原則として作成・公表すべきであると考え。ただし、警察活動の中には、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持(以下「犯罪捜査等」という。)に関わる業務で、個人情報の保有状況につき、秘匿性の高いものが存することも否定できず、このような場合は、個人情報取扱事務登録簿を作成しないか、又は支障のない範囲で記載事項を制限して登録簿を作成することを認めざるを得ないものと判断する。しかし、こうしたときでも登録簿は極力作成し、公表に努めるべきである。

また、警察本部は、行政機関法にならい、「国の安全」等に関する事務についても、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表の義務が除外されるべきとするが、「国の安全」等に関する事務は、外交も含めてもっぱら行政機関法に固有の適用除外対象と考えられ、同事務につき条例において登録簿作成等の適用除外規定を設ける必要はないものとする。

## ( 2 ) 収集の制限 ( 条例第 7 条 ) について

### 個人情報取扱事務の目的の明確化 ( 第 1 項 )

警察本部は、この「目的の明確化」の規定の適用に関して、警察法第 2 条第 1 項に定める警察の責務の遂行を目的とする個人情報の収集については適用しない旨の規定が必要であるとするが、これはすべての収集について目的を明らかにしないという意味ではない、とも述べる。

条例上の「個人情報取扱事務の目的の明確化」は、実施機関が業務遂行に当たり、所掌事務の範囲内で個人情報の収集目的をあらかじめ明確にすることをいい、実施機関は、その目的の達成に必要な限度で個人情報を収集することができる。通常、行政機関は、その所掌事務の範囲内で事務目的を遂行しなければならない、警察業務においても何ら目的なく個人情報を収集することはないと考える。実際に、国の行政機関の場合、すべての個人情報の利用目的は、既に設置法等で明らかにされている。警察業務がむしろ公権力を背景に強制力をもって行われる場合が多いことを考慮すると、その責務の遂行は、警察法第 2 条第 2 項に定めるように「個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはなら」ず、個人情報の収集においても、その目的は当然ながらあらかじめ明確化されていなければならない。また、この収集制限の原則は、個人情報保護制度の要となるもので、以下の本人収集の原則やセンシティブ情報の収集禁止の例外を考える場合においても、合理的かつ厳格に解釈される必要がある。

警察業務の中には、その業務の性質上、収集目的がある程度広く設定されるものがあるにしても、当審査会としては、本人に明示するか否かを問わず、個人情報の収集目的はあらかじめ明確にされておくべきと考える。したがって、警察業務に係る個人情報取扱事務目的の明確化に関しては、適用除外規定を設ける必要はないと判断する。

### 本人からの収集原則 ( 第 2 項 )

警察本部は、警察が行う犯罪捜査のための情報収集について、被疑者の逃走や証拠隠滅を防止するため、秘匿して行うことが必要不可欠であり、犯罪捜査のための情報収集に際して、本人から直接収集しなければならないとなると、証拠隠滅や逃走等を許すことになり、また、犯罪以外についても、家出人等の捜査に当たり、第三者から情報収集を行うことができなくなる、と述べ、このような事態を避けるため、本人からの収集原則につき適用除外規定を設けるべきとする。

警察業務を遂行する上で収集する個人情報の中には、このように犯罪捜査等を目的として収集されるものがあり、それらの個人情報の中には本人から収集したのでは目的を達成することができず、また、円滑かつ適切な捜査を困難にするものがあることは想定できる。また、条例は、第 7 条第 2 項第 7 号で、個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人以外から情報を収集できる場合について定めているが、警察業務に関しては、緊急性を要する場合も存し、本規定を犯罪捜査等に適用する

ことは必ずしも適切ではない。

このような観点から、本人からの収集原則については、他県の条例も参考にしながら、適用除外規定を設けることが適当であると判断する。ただし、適用除外規定が適用される警察業務の範囲については、犯罪捜査等に限るなど必要最小限にとどめるべきである。

#### センシティブ情報の収集制限（第3項）

警察本部は、条例第7条第3項によっていわゆるセンシティブ情報の収集が制限されることになれば、例えば、連続窃盗犯捜査に当たって現場の遺留指紋と犯歴情報を照合したり、特定の思想に基づく暴力集団による事件に対処するために必要な実態把握ができなくなるなど、警察の責務の遂行に著しい支障が生じることになる、と述べる。また、現行条例は、審査会の意見を聴いた上で実施機関が認める場合は、思想等に関する情報の収集制限について例外を認めているが、警察本部は、これに対しても、日々変化する社会情勢の中で、思想等に関する情報を収集する必要がある場合を網羅的に類型化してあらかじめ審査会の意見を聴くことは困難であるとし、したがって、警察法第2条第1項に定める警察の責務を目的とする思想等に関する情報の収集については、本規定は適用されない旨の定めを置く必要がある、と述べる。

思想、信条及び信教等に関する情報並びに人種、民族、犯罪歴等に関わる情報は、憲法で保障された思想・良心の自由や社会的差別の禁止に密接に関係するものであり、これらが他の者に知られた場合、当該個人は大きな精神的苦痛を受け、極めて深刻な人権侵害を引き起こす可能性がある。このような理由から、センシティブ情報は原則として収集が禁止されている。

しかし、警察本部の上記例示にもあるように、犯罪捜査等を目的とした個人情報取扱事務において、こうしたセンシティブ情報を収集する必要があることも否定はできない。したがって、現時点においては、警察等においても、思想、信条及び信教に関する情報並びに人種、民族、犯罪歴等に関わる情報の収集は、原則として禁止されるという条例の枠組みを維持した上で、犯罪捜査等に係る事務の遂行を目的として同種の情報を収集する場合は、例外的にセンシティブ情報の収集制限規定を適用しない旨の定めを整備することが適当である。

なお、この適用除外規定を設けるに当たっては、現行条例の適用除外項目に犯罪捜査等に係る事務を追加して規定することが適切である。さらに、同規定の適用に当たっては、厳格かつ限定的な運用がなされるよう強く希望する。

#### （3）目的外利用及び提供の制限（条例第8条）について

警察本部は、犯罪捜査等に係る個人情報の目的外利用及び提供の制限について、次のように述べる。すなわち、現在の警察活動の中においても、犯罪捜査活動で採取された指紋情報を変死者の身元確認のために利用したり、銃器を使用した犯罪が発生し



た場合に銃器の許可事務で収集した銃器の所持許可に関する情報を犯罪捜査に利用したりするなど、保有する個人情報や警察の責務の遂行に必要な範囲内で利用しているところであり、条例の目的外利用及び提供の制限について定める規定によって、これらのことが制限されることになれば、警察業務の運営が極めて非効率となり、迅速な事案対応と処理が不可能となる。したがって、行政機関法が定めるように、実施機関が所掌事務の遂行に必要な限度において実施機関内で利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由があると実施機関が認めるときは、これを可能とする内容の規定をおく必要があり、また、一定の要件のもとでは、他の実施機関や公的機関以外へも情報の提供が認められるべきである、とする。

現行条例は、実施機関に対し個人情報を収集するに当たっては、収集目的を明確化することを義務づけており、このことから、個人情報の利用・提供についても「収集目的」に合致して行われることが原則である。この原則から実施機関は個人情報の収集目的以外の利用及び提供を禁止されることになるが、これは、個人情報の取り扱いがみだりに行われないよう実施機関を規律するものである。

しかし、条例は、一方で、本人の同意による場合、法令等で定める場合、その他個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ない場合など、一定の例外を設け、目的外利用と外部提供ができる場合について定めている。

警察等においても、既に指摘したように、他の実施機関と同様、収集目的を明確にすることが義務づけられ、目的外利用・外部提供に関しても原則は禁止である。しかし、警察活動の特殊性、すなわち犯罪捜査等にもなう広域捜査や相互協力、迅速な対応の必要性などから、一定の要件のもとに目的外利用及び外部提供を認めざるを得ない状況が存する。実施機関内部の目的外利用の必要性については、警察本部の上記意見にもあるとおりであるが、さらに、外部提供に関しては、各都道府県警察相互間における各種捜査・捜索のための情報提供や、犯罪被害者の保護のための公的機関以外の者への個人情報の提供などがあり、このような場合についても、行政機関法にならい、相当な理由、特別の理由がある場合として、情報提供を可能とすることが必要であると考えられる。ただし、公的機関以外の者へ「特別の理由」に基づいて個人情報を提供するときは、公的機関へ提供する場合と同程度の公益性と必要性がなければならない。

また、これらの目的外利用・外部提供に関しては、上記のような警察活動の特殊性から、その都度個別事案について審査会でその可否を問い、またはある一定の情報の利用・提供につき前もって類型化して包括的に審査会で承認を得ることは、困難であると考えられる。

したがって、規定の仕方としては、行政機関法との整合性を考慮し、本人の同意があるとき、又は本人に提供するときの他、実施機関内部で利用する場合であって、当該利用に相当な理由のあるとき、及び他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国又は他の地方公共団体に提供する場合であって、当該提供に相当な理由のあるときにつ

いて、目的外利用・外部提供を必要な限度で認めることが適当である。また、「特別の理由」に基づき公的機関以外へ個人情報の提供ができるのは、公安委員会と警察本部長とし、これらの両者に限定することが適当である。

さらに、このような目的外利用・外部提供によって、個人情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとはならない。また、この目的外利用と外部提供の制限に関する改正条項は、警察等以外の実施機関に係る個人情報についても適用されることになる。このことから、上記の「相当な理由」、「特別の理由」の有無の実施機関による判断・解釈に当たっては、「解釈及び運用基準」等にそれらの基準をあらかじめ明記するなど、慎重な対応が求められる。

#### (4) オンライン結合による提供の制限（条例第9条）について

警察本部は、現在の警察のオンラインシステムの活用について次のように述べる。すなわち、警察等の取り扱う事案は年々増加し、犯罪が複雑化、多様化、広域化する中で、あらゆる事件、事故などに迅速かつ的確に対処し、その適正な処理と早期解決を図るためには、警察庁をはじめ他の都道府県警察との間の情報収集・提供は必要不可欠である。また、同システムは、警察庁及び都道府県警察を警察の専用回線で相互に接続し、データは暗号化され、外部のネットワークとは接続できないことなどから、万全のセキュリティ対策が講じられている。これらの理由から、そこにおける公益性と安全性は高く、現行条例のオンライン結合禁止は、警察のオンラインシステムには適用されない旨の規定を設けるべきである、とする。

条例第9条第1項は、法令等の規定又は国の機関からの指示に基づくとき、又は審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要性があり、かつ個人の権利を不当に侵害するおそれのない場合につき、オンライン結合による個人情報の提供を認め、これらに該当しない場合に関しては、オンライン結合を禁止している。これは、オンライン結合による個人情報の提供が、誤用又は不正アクセス等により行われた場合、それらの被害は甚大となることから、回復困難な損害の発生を防止しようとするものである。

警察のオンラインシステムは、現在、「警察情報管理システム運用管理要綱」（平成12年12月21日付け警察庁乙情発第11号、乙官発第35号、乙生発第26号、乙刑発第31号、乙交発第25号、乙備発第20号）及び同要綱に基づく「警察庁情報管理システムと都道府県警察情報管理システムとの相互接続に関する規程」に基づき管理運営されている。この後者の相互接続に関する規程第3によると、相互接続を行おうとする都道府県警察は、警察庁情報通信局情報管理課長の承認を受けなければならない。また、同規程第9で、都道府県警察情報管理システムが、「警察庁情報管理システムと都道府県警察情報管理システムとの相互接続に関する技術的基準」を満たさず、若しくは、「警察情報管理システム運用要領」に規定するところにしたがった適正な運用がなされないおそれがあると認められるときなどは、同管理課長により相互接続の承認が取り消されることになっている。さらに、「警察情報管理システム運

用管理要綱」は、第4の「警察情報管理システムの運用」の項で、照会の管理、不正な照会及び情報の利用等の禁止、入力資料等の不正交付の禁止等について定め、第5の「警察情報管理システムの維持管理」の項で、アクセスの管理、不正なアクセスの禁止、ドキュメントの取扱い、設備の維持管理、電子計算機室の入退室の管理、データ伝送回線の管理について規定している。これらは、いずれも警察庁の通達によるものであるが、警察本部の説明にもあるように、警察のオンラインシステムには専用回線が使用され、また、このように種々のセキュリティ対策も十分と考えられる。したがって、当審査会は、警察庁及び他の都道府県警察との間のオンライン結合による情報の提供については、現行条例の適用除外として認めても差し支えないと判断する。

ただし、警察庁及び都道府県警察の間の情報通信基盤等に十分なセキュリティ対策が講じられているとしても、組織内部の機密情報の管理は難しく、セキュリティ対策の第三者機関によるチェック体制の強化や、警察相互間の通信といえども、必要な事項については、法令化することが必要である。

(5) 不開示情報としての「公共の安全情報」(条例第14条第6号)について

警察本部は、不開示情報としての「公共の安全情報」につき、警察等の実施機関への追加にともなって生じる警察業務への支障を防ぐため、その内容を変更すべきとする。すなわち、現行条例第14条第6号は、本人から開示請求があった場合、「開示することにより、人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」については、不開示とすることができる旨を定める。これに対し、警察本部は、行政機関法第14条第5号にならい、不開示とすることができる公共の安全等に関する情報については、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と定めるべきとする。これは、「公共の安全情報」を「犯罪捜査等情報」へと広げるものであり、さらに、不開示決定につき、実施機関の第一次判断権を尊重するものである。

条例第14条第6号は、「公共の安全情報」として、「人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持」に関わる情報を掲げるが、警察等が実施機関として加わった場合、例えば、警察業務の中の犯罪の鎮圧、公訴の維持、刑の執行等に関わる個人情報については、不開示情報として、この規定の適用対象となりうるかどうかは明確ではない。犯罪の鎮圧、公訴の維持等に関する情報については、現在の第6号の「その他公共の安全と秩序の維持」に関わる情報に含めて考えることもできるが、そのような方法は、実施機関による解釈の幅を必要以上に広げてしまう可能性をもっている。

当該不開示情報については、警察本部の意見にもあるように、行政機関法の定めにならうこととし、そこに記されている「その他公共の安全と秩序の維持」の文言につ

いては、極力限定的な解釈を行い、さらに、実施機関の第一次判断権についても、慎重な運用が行われるべきである。この実施機関の不開示情報に係る第一次判断権は、警察業務の特殊性、緊急性、全国的な相互関連性等から導かれるものであり、「実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」への該当性の判断に当たっては、合理的で客観的な根拠が求められる必要がある。

なお、現行条例第14条第6号の前半の「人の生命、身体及び財産の保護」の部分は、本規定が引き続き警察等以外の実施機関にも適用されることを考えると、存置されるべきである。

#### (6) 適用除外等(条例第34条)...犯歴情報等の追加について

刑事事件に係る裁判、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分、刑又は保護処分の執行等に係る個人情報、個人の前科、逮捕歴等に関わるものであり、これらの情報を開示請求等の対象とすると、雇用主から従業員の採用に当たり、採用申込者に対し当該情報を求める場合がでてくるなど、前科等をチェックするシステムとなる危険性があり、本人の社会復帰や更生を妨げ、個人の権利利益を大きく侵害することになる。

このような情報を保有している警察等が実施機関となるに当たっては、行政機関法と同様、開示請求等に係る規定の適用除外項目として追加することが適当である。

#### (7) 改正条例施行の準備期間について

施行までの準備期間については、個人情報取扱事務登録簿の作成、事務用手引きの作成、職員に対する研修など、制度の円滑・適正な運用のために十分な期間が必要と考える。このため、警察等を実施機関に加える改正条例の施行時期については、条例公布後、相当の期間(1年間程度)をおくことが適当である。

### 3 「是正の申出制度」の廃止と「利用停止請求制度」の創設について

現行条例に規定されている「是正の申出制度」を廃止し、行政機関法に規定している「利用停止請求制度」に準じて制度を創設することが適当である。

制度の創設に当たっては、開示請求により開示を受けた個人情報以外についても利用停止請求を認める規定とすることが適当である。なお、この場合、利用停止の可否を明らかにしないで請求を拒否することができる規定を設ける必要がある。

また、利用停止請求できる範囲は、条例に定めのあるものについて違反等がある場合とすることが適当である。

#### (説明)

現行条例に規定されている「是正の申出制度」は、請求権ではなく、申出に対する実施機関の通知が行政処分の性格を有しないことから、不服申立てや行政訴訟の対象とならないという問題点がある。これに対して、行政機関法では、「開示請求」や「訂正請求」と同じように「利用停止請求」を請求権として構成し、不服申立ての対象としており、本県においても「是正の申出制度」を廃止して、「利用停止請求制度」を創設することが適当である。

また、利用停止請求に当たって、開示請求を前もって行っていないければ、請求はできないということであれば、制度の利用範囲は著しく制約されることになる。さらに、開示請求以外の方法で自己情報が条例の規定に違反して取り扱われていることを知る可能性は十分にあり、開示請求権を行使したときに初めて利用停止請求ができることは、迂遠となる。したがって、開示を受けた個人情報以外についても利用停止請求を認めることが適当である。実際の請求手続きに当たっては、運用を適切なものとするために、基本的に本人情報であること及び実施機関において何らかのかたちで当該情報を特定できるような記載を行うよう、明示しておくことが必要である。

さらに、開示を受けた個人情報以外にも利用停止請求を認めることとした場合、利用の停止を請求された情報の中には、利用停止の可否を答えるだけで不開示情報を開示したことと同じ結果となる場合があることから、利用停止請求においても現行条例第16条に規定する開示請求の場合と同様に、利用停止の可否を明らかにしないで請求を拒否することができる規定を設けることが適当である。

なお、利用停止請求権の範囲については、条例に定めのあるものについて違反等がある場合とすることが適当である。

また、これらのことに関連して、現行条例第24条の訂正請求については、現行規定を改め、開示を受けた個人情報以外についても請求を認めることが適当である。さらに、この訂正請求についても、訂正の可否を明らかにしないで請求を拒否する規定を新たに設ける必要がある。

#### 4 事業者に対する施策について

現行条例には「事業者に対する施策」に関する定めがないが、基本法の「地方公共団体の施策」に関する規定の趣旨等を勘案して、同旨の条項を新たに設けることが適当である。

施策内容については、「指針の作成等」、「説明又は資料の提出の要求」、「是正勧告」、「公表」及び「苦情相談の処理」とし、公表の場合は審査会の意見を聴くこととする規定を設けることが適当である。

なお、基本法において適用除外とされている事業者については、条例においても事業者に対する施策に関して適用除外とすることが適当である。

#### (説明)

基本法には、「地方公共団体の施策」として、同法第12条に「区域内の事業者等への支援」の規定があり、また、この基本法に基づき国が策定した基本方針においても、「地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項」の中で、「広報・啓発等住民・事業者等への支援」として、支援の具体的な項目をあげて記載しており、当審査会としてもこれらを受け、「事業者に対する施策」について、条例に新たに規定することが適当であると考えます。

施策の内容としては、「指針の作成、指導及び助言」、「説明又は資料の提出の要求」、「是正勧告」、「公表」及び「苦情相談の処理」とする。説明又は資料の提出の要求を拒否したとき又は是正勧告に従わないときに行う公表の規定は、制裁的な性格を有するため審査会の意見を聴く規定とする。

施策の対象となる事業者については、単に「事業者」と規定することにより、全ての事業者を対象とすることになるが、基本法第50条で適用除外とされているマスコミ、大学などについては、表現の自由や学問の自由などを尊重して、本件条例においても対象となる事業者から除外することが適当である。

また、これらの事業者に対する施策に関わる条例の規定は、基本法にいう個人情報取扱事業者についても、適用されることになる。

## 5 罰則について

(1) 実施機関の職員若しくは職員であった者、実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が公の施設の管理に関し個人情報取扱事務を行う場合にその事務に従事している者若しくは従事していた者が、

特定の個人を検索することができるように体系的に構成されたものを、正当な理由がないのに提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する規定を設けることが適当である。

個人の秘密に属する事項が記録された行政文書を、正当な理由がないのに提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する規定を設けることが適当である。

業務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する規定を設けることが適当である。

(2) 実施機関の職員が、職権を濫用して、専らその職務の用以外に供する目的で個人情報を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する規定を設けることが適当である。

(3) 長崎県個人情報保護審査会の委員で、職務上知ることができた秘密を漏らした者については、罰金額を50万円以下に引き上げることが適当である。

(4) 偽りその他不正の手段により、個人情報の開示を受けた者を、5万円以下の過料に処する規定を設けることが適当である。

### (説明)

本県条例においては、平成15年8月からの住民基本台帳ネットワークシステムの保護措置を巡る問題など、県民の個人情報に対する関心が益々高くなる中、県が保有する個人情報の保護について実効性を確保するため、平成14年12月、他の都道府県に先駆け、条例を改正し、実施機関の職員若しくは職員であった者、実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者、及び個人情報保護審査会の委員若しくは委員であった者を対象に罰則を設け、平成15年4月から施行しているところである(指定管理者に対する罰則については、平成16年3月に改正条例を公布し、平成16年4月から施行)。

しかし、平成15年5月末に行政機関法が公布され、電算処理された個人情報ファイルの提供に関する罰則や職員の職権濫用による文書等の収集に関する罰則が新設され、また、不正手段により開示を受けた者を処罰の対象とするなど、条例の罰則内容と比べ、罰則の対象者を広く規定するとともに罰則自体も加重された。これは、ここ数年多発する個人情報の不正提供、漏洩事件等を背景に、特に電算処理された情報の漏洩等は大き

な被害をもたらすという認識によるものである。このような認識は、地方公共団体における個人情報の取扱いにも当てはまり、本県においても、行政機関法と同様、現行条例第45条の罰則規定の見直しが求められることになる。この見直しに当たっては、実施機関による個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益に対する侵害を防止する目的を、より一層実効性のあるものとして担保するため、行政機関法等の内容を参考とすべきである。

ただし、「実施機関の職員若しくは職員であった者、実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者（指定管理者が公の施設の管理に関し個人情報取扱事務を行う場合を含む）」に対する内容の部分については、次のとおりとすることが適当である。

特定の個人を検索することができるように体系的に構成されたものを、正当な理由なく提供する行為は、大きな被害をもたらすことになる。したがって、行政機関法及び他県の条例と同じく、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する規定を設ける。この場合、より保護に重点をおき、電磁的記録に限らず文書も対象とする。

行政文書そのものを提供する行為と行政文書に記録されている個人情報を提供し、又は盗用する行為については別立ての条文とし、前者は、正当な理由がないこと、後者は自己又は第三者の不正な利益を図る目的があることを要件とする。

また、偽りその他不正の手段により個人情報の開示を受けた者に対する過料については、地方自治法において条例上の限度とされている5万円以下とすることが適当である。



## 6 その他

県から諮問された項目以外で、その他の条例改正に関する検討項目として審査会に説明のあったものについては、県において行政機関法等との関係も十分に検討し、改正等が必要な項目は、見直しを行うことが適当である。

### (説明)

知事からの諮問当初、県から、今回の条例改正に当たっては、現行制度の維持を原則としており、行政機関法等の個人情報関連法と条例を比較して、本県個人情報保護制度の後退となるもの、条例改正しても効果が変わらないものについては、改正検討の対象とはしないという説明があった。

県から説明のあった36の改正検討項目のうち、当審査会に対しては、県が特に重要と判断した事項について諮問がなされたが、審査会としては、それらの諮問項目以外についても必要と思われるものについては、積極的に検討を行った。

その結果、審査会は、以下の項目に関しても条例改正の必要性を認め、県において行政機関法等との関係を十分に考慮し、現行条例の見直しが行われるよう求めることとした。

#### (1) 目的規定について

利用停止請求制度の創設に伴い、目的規定(第1条)に「利用停止請求権」を追加すること。

#### (2) 実施機関について

県が設立した地方独立行政法人を実施機関(第2条第2号)に加えること。

#### (3) 独立行政法人等及び地方独立行政法人の文言について

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び地方独立行政法人法の制定に伴い、関係条項(第2条第3号、第6条第3項第1号、第7条第2項第6号、第8条第1項第6号、第14条第4号、第14条第5号本文及び同号イ、第20条第1項)の整備を行うこと。

#### (4) 個人情報の提供について

実施機関が実施機関以外のものに個人情報を提供するとき、そのものに対する必要な措置要求(第8条第2項)について、行政機関法に沿った内容の一部を変更すること。

#### (5) 安全確保の措置に関する規定について

安全確保の措置(第10条第1項)に関する規定を、行政機関法に沿って努力規定から義務規定に内容を変更すること。

#### (6) 不開示情報について

不開示情報としている第14条第1号の「開示請求者以外の個人情報」について

は、行政機関法等の規定内容に沿って見直すこと。

ただし、この項目については、行政機関法及び情報公開条例の個人識別型の内容に沿って改めると大きく意味が変わるという意見もあったが、検討の結果、ここに記載しているとおりとなった。

不開示情報としている第14条第2号の「法人等の事業に関する情報」に関する規定を、行政機関法及び情報公開条例に沿って内容を一部変更すること。

(7) 部分開示の規定について

部分開示の規定(条例第15条)を、行政機関法及び情報公開条例に沿った内容とすること。

(8) 裁量的開示に関する規定について

裁量的開示に関する規定を、行政機関法及び情報公開条例に沿って新たに設けること。

(9) 意見書提出の機会の義務的付与の規定について

裁量的開示の規定を設けることにより、意見書提出の機会の義務的付与の規定を、行政機関法及び情報公開条例に沿って設けること。

(10) 開示請求に係る事案の移送に関する規定について

開示請求に係る事案の移送に関する規定を、行政機関法及び情報公開条例に沿って新たに設けること。

(11) 訂正の諾否決定の期限の延長について

「訂正の諾否決定の期限」の延長の期間(第27条第2項)を、短縮し行政機関法に沿った内容とすること。

(12) 訂正請求に係る事案の移送に関する規定について

訂正請求に係る事案の移送に関する規定を、行政機関法に沿って新たに設けること。

(13) 訂正した場合の提供先への通知について

訂正した場合に必要なと認めるときは、提供先に通知するとの規定を、行政機関法に沿って新たに設けること。

(14) 異議申立てに関する規定について

県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立てに関する規定を、新たに設けること。

(15) 利用停止請求制度の創設に伴う関係条項の整備について

利用停止請求制度の創設に伴い、関係条項(第28条、第29条、第34条第3項)の整備を行うこと。

(16) 適用除外について

「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(整備法)」に基づく個別法で行政機関法の適用除外とされている個人情報を、条例においても適用除外とする規定を設けること。

(17) 個人情報保護審査会に係る条項の整備について

是正の申出制度の廃止及び利用停止請求制度の創設にともない、現行条例第3章「長崎県個人情報保護審査会」の関係条項(第35条第1項、第37条第1項及び第3項)の整備を行うこと。

(18) 審査会への提出資料の閲覧等に関する規定について

審査会への提出資料の閲覧等に関する規定(第39条第1項)を、「情報公開・個人情報保護審査会設置法(審査会設置法)」に沿った内容の一部変更すること。

(19) 答申書の送付に関する規定について

答申書の送付に関する規定(第41条)に、答申内容の公表を追加し、審査会設置法及び情報公開条例に沿った内容とすること。

(20) 委任に関する規定について

委任に関する規定(第44条)に、事業者が取り扱う個人情報の保護に係る内容を追加すること。

(21) 両罰規定について

罰則規定の改正にともない、両罰規定(条例第46条)の関係部分を改めること。

長 崎 県 個 人 情 報 保 護 審 査 会 委 員 名 簿

役 職	氏 名	職 業
会 長	まつい しゅうじ 松 井 修 視	県立長崎シーボルト大学副学長
会長職務代理者	きた しげお 北 シゲ 郎 <small>「シゲ」の字は禾へんに農</small>	弁護士
委 員	いくの まさかた 生 野 正 剛	長崎大学環境科学部教授
委 員	かわい こうじ 河 井 耕 治	弁護士
委 員	ながの くみこ 長 野 久 美 子	人権擁護委員

( 敬 称 略 )

資料 2

審査会における審議検討の経緯

回	開催日	審議検討内容
1	平成16年 9月 3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県からの諮問書の受理</li> <li>・ 諮問内容の概要説明</li> </ul>
2	平成16年10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問内容の項目毎の詳細説明</li> <li>・ 条例改正検討項目の全体説明</li> <li>・ 実施機関の拡大について（公安委員会及び警察本部長の追加）</li> </ul>
3	平成16年10月 8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察本部からの意見聴取</li> </ul>
4	平成16年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 是正の申出制度の廃止と利用停止請求制度の創設について</li> <li>・ 事業者に対する施策について</li> </ul>
5	平成16年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罰則について</li> </ul>
6	平成16年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者に対する施策について</li> <li>・ 警察本部からの意見聴取</li> </ul>
7	平成16年12月 6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不開示情報規定の見直しについて</li> <li>・ 答申案について</li> </ul>
8	平成16年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申案について</li> </ul>